

与論町立こども園統合再編整備基本計画策定等業務委託

簡易公募型プロポーザル募集要項

1 業務の目的

与論町では、少子化の進行，保育ニーズの多様化，施設の老朽化，保育士確保及び子育て支援機能の充実等の課題に対応するため，町立こども園の統合再編整備を検討している。本業務は，将来的な人口動向及び地域特性を踏まえ，持続可能で質の高い教育・保育環境の実現に向けて，統合こども園の施設整備方針，施設規模，配置計画，整備手法及び事業化条件等を整理し，「与論町立こども園統合再編整備基本計画」を策定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

与論町立こども園統合再編整備基本計画策定等業務委託

(2) 業務内容

別紙「与論町立こども園統合再編整備基本計画策定等業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

8,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 契約方法

簡易公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し，地方自治法及び与論町契約規則等に基づき随意契約を締結する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は，次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 公告日から契約締結日までの期間において，国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていない者

- (3) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 建築設計又は公共施設整備に関するコンサルタント業務を実施している者
- (5) 過去 10 年以内に、次のいずれかの類似業務実績を有する者

- ・ 認定こども園整備基本計画
- ・ 保育所再編整備計画
- ・ 公共施設整備計画
- ・ 子育て支援施設整備計画
- ・ 福祉施設整備計画
- ・ 公共建築物基本構想又は基本計画

- (6) 本業務を適切に履行できる実施体制を有する者

5 配置予定技術者

受託者は次の技術者を配置すること。

(1) 管理技術者

次のいずれかの資格を有する者

- ・ 一級建築士
- ・ 技術士
- ・ RCCM

(2) 担当技術者

・ 保育施設計画、公共施設計画、福祉施設計画、防災計画等に関する知識及び実績を有する者

・ なお、認定こども園又は保育施設整備に関する実績を有する技術者の配置が望ましい。

6 スケジュール

項 目	日 程
公告	令和 8 年 7 月 3 日
質問受付期限	令和 8 年 7 月 17 日
質問回答公表	令和 8 年 7 月 24 日
参加表明書及び提案書提出期限	令和 8 年 8 月 7 日
ヒアリング期間	令和 8 年 8 月 7 日～ 令和 8 年 8 月 21 日
選定結果通知	令和 8 年 8 月 31 日
契約締結	令和 8 年 9 月 7 日

※日程は変更する場合がある。

7 提出書類

(1) 参加表明書及び提案書提出時

- ・ 参加表明書（様式第 1 号） 1 部
- ・ 会社概要書（様式第 2 号） 1 部
- ・ 配置予定技術者調書（様式第 3 号） 1 部
- ・ 類似業務実績書（様式第 4 号） 1 部
- ・ 提案書 7 部
- ・ 実施体制表 7 部
- ・ 業務工程表 7 部
- ・ 見積書 1 部
- ・ 類似業務実績資料 1 部
- ・ 配置予定技術者実績資料 1 部

(2) 提出先

〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 1491 番地

与論町役場 こども未来課へ郵送にて提出

8 提案書作成要領

提案書はA4版横書きとし、表紙・目次を除き20ページ以内とする。

提案書には次の事項を記載すること。

(1) 業務実績

- ・類似業務実績
- ・配置技術者実績

(2) 実施方針

- ・実施体制及びスケジュール
- ・業務理解

(3) 技術提案

テーマ1 与論町の地域特性及び人口動向を踏まえた統合再編整備の考え方

テーマ2 安全性・防災性・保育環境向上を踏まえた施設整備の考え方

テーマ3 保育士等の働きやすさ及び運営効率向上を踏まえた施設整備の考え方

テーマ4 持続可能な運営体制及び維持管理を踏まえた整備手法

テーマ5 住民説明及び関係者調整の進め方

9 審査方法

審査は、与論町が設置する審査委員会において提出書類審査を実施する。

10 評価基準

評価項目	配点
類似業務実績	15点
配置技術者実績	10点
実施体制及びスケジュール管理	15点
業務理解度	10点
技術提案（テーマ1～5）	50点

評価項目	配点
合計	100 点

11 質問及び回答

質問書（様式第 5 号）は電子メールにより提出すること。

質問への回答は、町ホームページに掲載し、個別回答は行わない。

メールアドレス：kodomomi@yoron.jp

担当者：与論町役場 こども未来課 光(ひかり)

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ・提出期限を過ぎて提出した場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・参加資格を満たさなくなった場合
- ・選定委員又は関係者に不当な接触を行った場合
- ・見積額が委託上限額を超えた場合

13 契約に関する事項

受託候補者と協議を行い、内容が整った場合に随意契約を締結する。

協議が不調となった場合は、次順位者と協議を行うことがある。

14 その他

- (1) 提案に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、町は選定に必要な範囲で使用できるものとする。
- (4) 業務成果品の著作権は与論町に帰属する。

- (5) 本業務は「こどもまんなか」の理念を踏まえ、安全・安心な保育環境、インクルーシブ保育、医療的ケア児対応、防災機能、保育士等の働きやすさ及び離島地域特性への配慮を重視するものとする。

15 問い合わせ先

〒891-9301

鹿児島県大島郡与論町茶花 1491 番地

与論町役場 こども未来課

電話：0997-97-2792

メール：kodomo-mi@yoron.jp

担当：光(ひかり)